

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

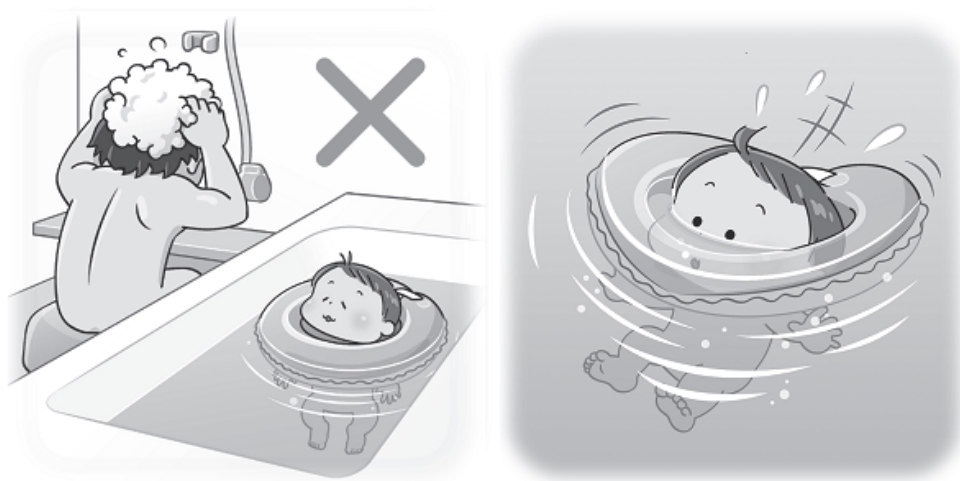
Injury Alert（傷害速報）Follow-up 報告 No. 11

浴槽で浮き輪を使用したことによる溺水（傷害速報 No. 4 浴槽用浮き輪による溺水，No. 18 解決したはずの浴槽用浮き輪による溺水）の follow-up 報告

消費者庁により首浮き輪に関する子ども安全メール『Vol. 609 入浴補助の「便利グッズ」ではありません—首浮き輪で死亡事故も—』が2022年11月に発信された。この中では、以下のようなメッセージが書いてある。

- ・首浮き輪は入浴時の「便利グッズ」ではありません。
- ・水に入っている以上、溺れる危険性があるため、子どもを水に入れているときは、必ず手の届く範囲で、目を離さず見守るようにしましょう。

詳細は参考資料1.のURLから御覧ください。



消費者庁ホームページより

参考資料

1. 消費者安全課. 子ども安全メール from 消費者庁 Vol. 609 入浴補助の「便利グッズ」ではありません—首浮き輪で死亡事故も—. 消費者庁.

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20221118/ (参照2023-2-7)